まちづくり環境委員会 令和4年12月1・2日 環境清掃部 資料15番 所管 清掃事業課

大田清掃工場第一工場の工事完成後の操業について

東京二十三区清掃一部事務組合は、令和元年度から大田清掃工場第一工場再稼働事業によるプラント工事を行ってきましたが、令和4年 11 月 11 日を以って工事が完成しました。

これにより、大田清掃工場第一工場は日量焼却能力 200 トンの焼却炉 3 炉を再稼働できる状態となりました。ただし、東京二十三区清掃一部事務組合では、以下のとおり、運用に当たっては当面の間、1 炉のみ稼働させて操業していきます。

1 焼却炉の稼働方法について

焼却炉3炉のうちいずれか1炉を稼働させ、残る2炉を停止します。1炉当たりの連続稼働日数の目安を40日程度とし、稼働炉を順次切り替えて操業します。

2 稼働炉の切替えを行う理由について

- (1)清掃工場は、焼却炉の他、ボイラ、蒸気タービン発電機等、数多くの設備 が複合的に構成されています。これらの設備を長期間停止すると、腐食や劣 化、変形が生じ稼働できなくなる恐れがあるため、定期的に稼働させる必要 があります。
- (2)大田清掃工場第一工場は発電所として、電気事業法で規定された定期事業 者検査、安全管理審査の実施が義務付けられています。そのため、必要な期 間、炉を稼働させ、各設備の健全性を確認し、測定記録を取得していく必要 があります。

3 稼働炉の切替え時の対応について

清掃工場の操業においては、電力の安定供給等の観点から、蒸気タービン発電機の連続稼働を考慮します。そのためには、焼却炉の稼働による蒸気の発生を絶やさないようにする必要があります。

こうしたことから、稼働炉を切替える際は、数時間から1日程度、稼働炉が 重なることがありますが、必要最小限の時間で速やかに切替えを行います。